

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

「米印核協定」の毒が回り始めた

—パワー・ポリティクスと核ビジネスの新次元

中パ・日印「核取引」で日本が問われる

中国によるパキスタンへの原子炉輸出が問題になっている中、日本では「日印原子力協力」協定の交渉が始まっている。07年の「米印核協力協定」によって前例が作られたNPT非加盟の事実上の核兵器国との核取引がさらに拡大しようとしている。南アジアを主たる舞台とするこの動向は、「原子カルネッサンス」という名のビジネス・トレンドと大国間のパワー・ゲームによって相乗的に加速され、他の地域＝たとえば中東にも広がる危険性がある。

中パ核取引とNSG

中国の国営企業・核開発公社(CNNC)がパキスタン原子力エネルギー委員会(PEAC)との間で320メガワット級原子炉2基の輸出に合意したことを日本の各紙が報じたのは、5月下旬のことであった¹。中国は同時に原子炉建設費約19億ドルの80%を借款の形で提供することも約束したと伝えられた。言うまでも無くパキスタンは核不拡散条約(NPT)非加盟の事実上の核保有国である。そのパキスタンへの原子炉提供が、核不拡散上問題であることは明白である。

国際的な核技術輸出管理レジームとして74年に設立された核供給国グループ(NSG。参加国46か国)²は、核関連物資や技術の輸出にあたっては、受領国が国際原子力機関(IAEA)の包括的保障措置を受け入れることなどを認可要件とするというガイドライン(拘束力はない)に基づき、核輸出管理に一定の役割を果たしている。しかし中パ合意が実行されれば、07年の米印核協定と、それを追認した08年9月のNSG総会決定³によって修復困難な「風穴」を開けられた核輸出管理体制は、いっそう無力化の危機に直面することになる。本誌前号で紹介した「国際書簡」は、このような危機感から6月21日から25日にかけてニュージーランドのクライストチャーチで開かれた核供給国グループ(NSG)総会で、中国の計画を議題としてとりあげ、取引を中止させるようNSG加盟各国に求めるものであった。

しかしNSG総会は、この事案に関して明確な結論が得られぬまま閉会した。NSGの議事内容の詳細は公表されない。しかし議論がなされたことは確かである。最終日に発表された「公式声明」⁴に「NSGは非加盟国に関する新しい経過に関

連してなされた説明に留意し、協議の継続と透明性の意義について合意した」との一節が挿入されたことは、それを示すものである。

クライストチャーチでの議論

NSG総会から1週間後の6月30日、カーネギー国際平和基金は、「ニュージーランドにおける核供給国一岐路に立つグローバル輸出規則」と題した研究集会を開催した。ここで同基金のマーク・ヒップス上席研究員が行った報告によれば、クライストチャーチにおける議論の骨格は次のようなものであった⁵。

総会では、少なくとも10か国の代表が中国に説明と釈明を求めた。中国は公式声明を読み上げ、この取引は「中国が

今号の内容

南アジア「核協力」の力学と日本

【資料】日印協定に反対するNGO声明

韓国・哨戒艦事件：真相究明こそ第一

【資料】NGO「参与連帯」の主張

米「MD大国」路線は不変

【資料】BMD見直し報告<要約>(全訳)

創刊15周年に寄せて

—主筆：梅林宏道

【連載】被爆地の一角から(47)

被爆国のインド核協力を問う 土山秀夫

NSGに加盟した2004年以前にパキスタンと合意したものであり、NSGと中国は、NSGガイドラインが適用されない既得権であることを確認している」との従来からの主張を繰り返した。そして中国は、この取引をNPT及びNSGガイドラインに合致させることを確約した。

ヒップスは、現段階で中国には次の4つの選択肢があると指摘する。①原子炉輸出を見合わせる、②2004年以前の中パ合意に基づく既得権であるとの立場に立って取引を進める、③2008年に米国がインドへの原子炉技術輸出に際して行ったように、NSGから公式にガイドラインの例外扱いを引き出す、そして④拘束力のないNSGガイドラインを無視して、主権の行使として輸出を強行する。ヒップスが得た情報によれば、米国は選択肢②に反対し、③すなわち米印と同様の例外扱いをNSGが公式決定するよう主張した。一方、他の国々は、中国の主張する選択肢②をもっとも「害の少ない」選択肢と考えている。個々の参加国が決断を迫られた「米印」の苦い経験を繰り返したくないからであるとヒップスは分析している。

以上のように、中パ核取引はNSGの継続課題となった。仮に、対パキスタン輸出が中国の主張する「既得権益としての

適用除外」として扱われるならば、問題は多いが、ことは「中パ」に限定された個別的問題の枠内に留められるであろう。しかし、米国が主張するようなインドと同様な「パキスタンの例外化」が合意されれば、NSGは、今後起こりうるイスラエルや北朝鮮の「例外化」要求に抗する根拠を失うことになる。米国以外の国々が、中国の主張に消極的であれ支持を示した背景には、ヒップスが指摘した理由に加え、このような「連鎖反応」への懸念が存在することは容易に想像できる。

パワー・ポリティックスの中の核ビジネス

しかし、問題はNSGという枠組みの中だけで考えてゆくわけにはゆくまい。現在の状況は「核ビジネス」と「パワー・ポリティックス」という二つの要素が複雑に作用しあう新しい領域が顕在化していると見るべきであろう。

第1に、中パ核取引には07年の「米印核協力協定」が南アジアのパワー・ポリティックスにもたらしかねない劇的な変化に対する「対抗・予防措置」という側面がある。中国はインドと対立関係にあるパキスタンへの支援によってこの地域における「綱引き」を有利にすることを目論んでいると思

4 ページ下段へ続く→

【資料】日印原子力協力に反対するNGO声明

総理大臣 菅 直人 様
外務大臣 岡田克也 様
経済産業大臣 直嶋正行 様

日印原子力協力に反対する声明

岡田克也外相は本年6月25日の記者会見で6月28日、29日に日印原子力協力の第1回協議を行うと発表し、更に菅直人首相は、カナダ・トロントにおいてG20に出席するインドのシン首相と会談して、原子力協定締結に向けた日印交渉を念頭に発電技術開発など民生分野での協力推進で一致したと報じられた。

そして、28日から、日本の外務省において外務省北野充南部アジア部審議官や経済産業省、文部科学省の担当者ら、インド側は交渉団長のゴータム・バンパワレ外務省東アジア局長らが出席して協議が行われた。

国際原子力機関(IAEA)の包括的保障措置を受け入れていないインドに対する原子力協力を禁ずる原子力供給国グループ(NSG)のガイドラインが、アメリカのブッシュ政権による強い圧力で変更された後、当時の自民党政権の麻生太郎首相は、その直後の2008年10月に「日本を含むNSGは、NPTに加盟していないインドへの民生用原子力協力を例外的に認めることを承認したが、ただ、唯一の被爆国である日本の承認は予想以上に国民の反発が強かった」「国民を納得させるには、時間がかかる」(日本経済新聞2008年10月20日付夕刊)と述べていた。

日印原子力協力については、ここへ来て急速に進められようとしているが、外相の記者会見以後、広島、長崎の被爆地からこれに反対する声が上がっている。核兵器のない世界を求める我々も、これら被爆地の声と連帯し、以下の理由により、日印原子力協力を強く反対するものである。

1)今年5月に日本も賛成して採択されたばかりのNPT再検討会議最終文書に明確に反している。

最終文書の行動計画35には、
「…全ての加盟国に対して、核関連取引が直接的にせよ、間接的にせよ、核兵器の、また、その他の核爆発装置の開発を支援してはならず、そのような取引が、核不拡散条約に規定された目標と目

的、とりわけ、第1条、第2条と第3条、そして1995年の延長会議で採択された原則と目標に完全に一致することを求める。」と述べられており、1995年の決議には、包括的保障措置を原子力供給の条件とすることが含まれている。

2)日印原子力協力を拒否することは、核不拡散に大きな意味を持つ。

岡田外相は、前記6月25日の記者会見において「日本だけが原子力協定を結ばないのは一つの選択肢だが、大勢に影響はない。日本だけ違う判断をするのは困難になってきた」と述べている。

しかし、日本経済新聞の記事によると、アメリカのGEやフランスのアレバが進めるインドに対する原子力協力によって日本の原子力技術が必要であることや、更には東芝ウエスティングハウス、日立-GEといった日米の企業、そしてアメリカ政府からの圧力があると報道されている。このことは、逆に日本の協力拒否が核拡散防止にとって十分に意味を持つことを示している。

3)日印原子力協力は、核拡散を進めようとしている動きへの更なる口実を与え、日本が被爆国として核兵器のない世界に向けた独自の道義的地位を失わせるものである。

中国は、NSGの輸出規制の適用除外をインド同様にパキスタンにも目指しているとされる。ロイター通信によると、今年6月初めに中国側企業が、パキスタンのチャズマで原子炉2基の建設に協力する契約をしたとされ、また、ニュージーランドで行われたNSGの会合では、輸出計画に反対するアメリカや欧州諸国と中国との主張は平行線を辿ったと報道されているが、このような中国の動きは、インドに対する例外措置に対抗するものと推測されている。

このような状況で、日印原子力協定を進めることは、日本が世界の核不拡散・核軍縮を犠牲にしてでも、自国の経済的利益に走る国であるというメッセージをパキスタンのみならず、更には北朝鮮、イラン、イスラエルに送るものであり、被爆国としての道義的地位を更に失わせるものである。

核拡散の危機を背景に世界に核兵器のない世界を求める声が大きくなっている今日、被爆国である日本が核不拡散の原則を維持することは、国際的に極めて重要な意味を持つ。インドが、核兵器開発を止め、非核兵器国としてNPTへ加入することを確約しない限りインドに対する原子力協力をすべきではない。

我々は直ちに日印原子力協力交渉を中止するよう強く求めるものである。

2010年7月6日

署名者(略):ピースデポの梅林(特別顧問)、湯浅(代表)を含むNGO関係者51名。

創刊15周年によせて

——廃刊という目標に向かって、まだ続く



主筆：梅林 宏道

核兵器が廃絶されたとき本誌は廃刊される。その廃刊に向かって私たちはひた走ってきた。残念ながら私たちの走りはまだ続く。



1995年7月15日に本誌は創刊された。

その年の5月に開催されたニューヨークのNPT再検討・延長会議に参加したのが直接のきっかけとなった。その会議は、私にとって、国連における国家会議にNGOとして参加したそもそも初めての経験であった。まだノートパソコンは普及しておらず、欧米のNGOが重いCRTディスプレイとキーボードをリュックに背負って参加していたのを思い出す。NGOがどのように国際政治に関与するのかを目の当たりにしたのは、私にとってカルチャーショックであり、その後の私の活動に影響を与えた。私は、その頃、すでに米情報公開法を使った在日米軍の調査に取り組んでいたが、市民社会で蓄積された情報や分析が国際社会における政治に影響を与える回路の存在を見たことは、実に勇気づけられる幸いであった。

日本の核兵器廃絶運動が、そのような力を発揮するための基礎的な情報源となることを願って始めたのが「核兵器・核実験モニター」の発行であった。タイトルに「核実験」という言葉が入っているのは、当時の最優先の課題がフランスと中国の駆け込み地下核実験であったことを反映している。このテーマは、CTBT未発効、未臨界核実験などの代替核爆発実験が続く今日も意味を失っていない。



「次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました」として、本誌の毎号の最後のページに10数名の個人名が記されている。情報提供、執筆、製作、発送にたずさわった人々の名前である。差し障りのない限り、本誌の手作り発行を支えているさまざまな人々を顕彰するためにこのような欄を設けることにした。この流儀が創刊号から今日まで伝統として継続されている。

創刊号のその欄の名前を見ると、当時はまだ準備委員会であった「平和資料協同組合(準)」（ピースデポの前身であり、現在の別名）のスタッフや当時の共同発行者であった「太平洋軍備撤廃運動」(PCDS)のボランティアの名前が並んでいる。その中には、本誌の現在の田巻一彦編

集長、宜野湾市の伊波洋一市長の名前が見える。現在と比較して特徴的なのは、多くの海外の人名がこの欄に並んでいることである。その理由は明らかだ。当時、今日のようにインターネットを通じて溢れんばかりのNGO経由の情報が流通する状況はなかった。海外NGOの信頼できるソースとの直接コミュニケーションが重要な情報源であった。今日も直接コミュニケーションは不可欠であるが、インターネットに公開された情報源を基礎にすることによって、万人がアクセス可能な情報提供をすることができる。



5年前の創刊10周年を記念して、05年7月15日、本誌は30ページの特集号を組んだ。そこに各界の読書から忌憚らない単文を寄せていただいた。また、10周年記念号を始点として土山秀夫さんの「被爆者の一角から」の連載が始まった。思えば、早いもので土山エッセイが始まって5年が経過することになる。点画がはっきりとした土山さんの手書き文字の原稿がFAXで定期的に届いていることが、私たちを何と勇気づけていることだろう。珠玉のエッセイを楽しみにしている読者も多い。こんな紙面からで申し訳ないが、ぜひとも継続をお願いしたい。

10周年記念号の寄せ書きを読み返して、本誌の役割と責任について改めて認識を新たにしている。もし時間があれば、ウェブサイトに掲載されている238号を是非、読んでみて頂きたい。実に幅広くさまざまな読者から意見が寄せられている。そこには、私たちが説得力を持たなければならない市民社会の全体が見えているように思われる。八方美人になることが必要なのではない。意見が違って、本誌にある情報と分析に信頼性をもって接して頂けるようなエトス、パトス、ロゴスの総合物である「何か」を、私たちが持ち続けているかどうかが問われているのだと思う。



核軍縮が進行すればするほど、米軍、自衛隊を含む日本の安全保障政策全体が絡み合っ問われてくる。そのとき、市民社会の役割はますます大きくなるだろう。核兵器問題の特殊性をしっかりと押さえつつ、本誌はこのような状況で求められる私たちに固有な貢献を続けてゆきたい。今後とも変わらぬご支援を心からお願いしたい。

哨戒艦「天安」沈没事件

日本は真相究明と冷静な対応を主導せよ

3月26日夜、北方限界線(NLL)に近接する海域(図参照)において、韓国海軍の哨戒艦「天安(チョナン)」が沈没した。北朝鮮が1999年に設定した海上軍事境界線は遙か南方にある。

議論は国連安保理に

5月20日、韓国政府が設置した国際軍民合同調査団は記者会見を行い、沈没は北朝鮮の潜水艇から発射された魚雷による水中爆発が原因とする調査報告書の概要を公表した¹。

【図】「天安」沈没地点と北方限界線(NLL)、北朝鮮の主張する海上軍事境界線



2001年版「防衛白書」(www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2001/zuhyo/frame/az131008.htm)を参考にピースデポ作成。

北朝鮮は、即座に自国の関与を否定する国防委員会声明をだした²。

議論は国連安保理にも持ち込まれた。韓国政府は6月4日、ヘラー国連安保理議長(メキシコ)に報告書概要を添付した書簡³を送り、「北朝鮮による重大な軍事挑発に対する適切な対応」を求めた。北朝鮮は、8日、同議長に、韓国の調査結果を全面否定し、「事件は、米国の政治的、軍事的目的に沿った陰謀である」と主張する書簡⁴を送った。

安保理は、14日、韓国、北朝鮮から相互の言い分を聴取する目的で非公式協議を開いた。その日の協議を含めた協議経過は公表されていないが、北朝鮮を名指しする決議は、朝鮮半島の不安定化につながるとする中国の反対などで協議は難航した。7月9日に採択された「議長声明」では、「攻撃を非難」しつつ、北朝鮮への直接的非難を盛り込むことは避けられた。ロシアは、5月末から専門家の調査団を訪韓させ、独自の報告書を作成中である⁵。

一方、6月26日のG8ムスコカ・サミット首脳宣言⁶には、韓国の報告書に触れながら、「その文脈において、北朝鮮の関与を非難する」という項目が入れられた。

NGO「参与連帯」が安保理へ書簡

韓国国内ではNGOや政党、国会議員が発生直後より数々の疑問を提示している。「天安」の航跡、交信記録の非公開、第1報が「座礁」だったことの実偽⁷、北朝鮮製の根拠とされた魚雷スクリュー推進部の「1番」というハンゲル文字の信憑性などである。

われる。そのライバルはインド自身と米国であろう。第2に、「中パ取引は平和目的」という中国の説明もあながち「嘘」ではないという側面がある。むしろ国民の4分の1が電気の恩恵にあずかることができないという「エネルギー貧国」パキスタンへの核技術輸出は、エネルギー政策の面で国家と体制の安定化につながり、「米印」への対抗力の基礎となる。第3に、米国にとってもまたパキスタンの安定が切実な問題であるという事実がある。「テロとの戦い」における重要な、しかし脆弱な同盟国であるパキスタンの体制の大きな弱点の一つがエネルギー問題である。このような認識から、米国内ではパキスタンとの核取引を推奨する声が上がりに始めている。シンクタンク「大西洋評議会」の最近の報告書⁸は、テロとの戦いで劣勢に立つパキスタンを支えるために「民生分野での核取引」を検討するべきであり、パキスタンをインドと同列に遇するような関係構築が求められると主張した。そのためにはパキスタンの「例外化」が必要となる。

このように南アジアにおける「核取引」を巡る米中の動きは「エネルギー」がパワー・ポリティクスの重要な要素となっていることを如実に示しているといえよう。

さらに、ここに「原子力カルネッサンス」の最大の演出家＝原子力産業のインド、パキスタン市場を巡る合従連衡が絡む。こうして南アジアはパワー・ポリティクスと核ビジネス

が錯綜する場となるようとしているのである。

日本は実利よりも見識を示せ

中パ核取引と時を同じくして、日本では「日印原子力協力協定」の協議が始まっている。2ページの囲みに、日本のNGO有志が7月6日に政府に提出した「中止を求める要請書」を示す。詳しくは要請書に譲るが、「協力」の最大の動因は「原子力カルネッサンス」に乗り遅れまいとする原子力産業と経産省の実利優先主義である。これを無批判に受け入れるならば、その政治的責任は極めて大きいというべきだろう。

南アジアを舞台にした、「パワー・ポリティクスと核取引の罅罅」に日本は身を投じるのであろうか。被爆国としての矜持と使命感、NPTの理念への忠誠、「核兵器のない世界」に向かう具体的意思が厳しく問われている。(田巻一彦)

注

- 1 「共同(イスラマバード発)」10年5月22日。
- 2 公式HP:www.nuclearsuppliersgroup.org/Leng/default.htm
- 3 米印核協力をガイドラインの例外とすることを決めたNSGの声明(08年9月6日)は、イアブック「核軍縮・平和2009-10」所収。
- 4 www.nuclearsuppliersgroup.org/Leng/PRESS/2010-06-NSG_Public_Statement_Final.pdf
- 5 戦略国際問題研究所ウェブサイト。csis.org/blog/event-carnegie-nuclear-suppliers-new-zealand
- 6 「危険域にあるパキスタン—希薄な米パ関係」。www.acus.org/files/publication_pdfs/4794/ACUS_Report_on_Pakistan.pdf

6月11日、NGO・参与連帯(PSPD)は、朝鮮半島の平和と安定を最優先して、一方的な決議をあげないよう求める公開書簡を安保理議長へ送った。その書簡に添付された3章からなる資料⁸の第1章の全訳と第2、3章の抄訳を資料に示す。

韓国政府・与党は、このPSPDの行為を「敵に利する行為」とみなし、国家保安法違反の容疑でPSPDを告訴する検討を始めた⁹。PSPDは、市民社会が国連に訴えることは国連憲章にも認められた当然の権利であり、韓国政府の言う利敵行為には当たらないと主張している。

日本の無定見姿勢

鳩山首相(当時)は、韓国が報告書概要を発表したその日に、内容は事前に韓国から充分説明をうけているとした上で、「我が国としては、韓国を強く支持するものである。北朝鮮の行動は許し難いものであり、国際社会とともに強く非難する」とのコメントを発表した¹⁰。ムスコカ・サミット宣言においても、北朝鮮を名指しで非難することに積極的に賛成した¹¹。更にG20「トロント・サミット」の機会を利用して行われた日中首脳会談(6月27日)において、菅首相は、「哨戒艦に対する北朝鮮の行為は地域の平和と安定を損なう許し難い行為であり、国連安保理において北朝鮮を非難する明確なメッセージを出す必要がある」と述べた。これに対して、胡主席は、「朝鮮半島と北東アジアの安定を維持するた

めに、関係各国は大局に立って冷静に対処すべきである」と応じた¹²。

PSPDが述べているように、天安艦沈没事件の真相究明は未だ終わっていない。安保理を含む国際社会がすべきことは、残された多くの疑問の解明であり、朝鮮半島の平和と安定を保持することを最優先課題とした、冷静な対応である。とりわけ日本政府は、非難決議や制裁を急ぐ前に事件の真相に関連して提起されている多くの疑問や問題点を真摯に検証し、平和的解決を主導することである。(湯浅一郎) 

注

- 1 http://news.bbc.co.uk/1/1/shared/bsp/hi/pdfs/20_05_10jigreport.pdf
- 2 「朝鮮中央通信」2010年5月20日。
- 3 <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N10/389/32/PDF/N1038932.pdf?OpenElement>
- 4 <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N10/396/42/PDF/N1039642.pdf?OpenElement>
- 5 「リア・ノボスチ」(ロシア通信社)2010年6月8日。
- 6 www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/canada10/pdfs/sengen_ky.pdf
- 7 軍民合同調査団に民間から加わっていた海洋船舶の専門家S.C.シン氏が強く主張した疑問で、クリントン国務長官宛ての書簡に収められている。
www.seoprise.com/~bu/dk/Letter_to_Hillary_Clinton_US_Secretary_of_State.pdf
- 8 <http://blog.peoplepower21.org/English/20903>
- 9 <http://blog.peoplepower21.org/English/20915>
- 10 5月20日「総理大臣コメント(韓国哨戒艦沈没事案に関する韓国側の調査報告発表について)」。
- 11 6と同じ。
- 12 www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_kan/g8g20_1006/j_china/gaiyo.html

【資料】

「天安」に関する最終報告書に対する参与連帯の立場

2010年6月1日

第1章 「天安」に関する最終調査報告及び李明博政権の対抗措置についての参与連帯の立場(全訳)

1. 「天安」事件の概要

- 1300トン級の哨戒艦「天安(チョナン)」は、2010年3月26日の21:15から21:22と推定される時刻に、真っ二つに割れ、黄海の浅海にある北方限界線(NLL)近くの白翎島(ペンニョンド)の南西約1海里の沿岸で沈没した。当時、韓国軍と米軍は、毎年恒例の合同軍事演習「フォウル・イーグル」を実施していた。韓米連合軍司令部の司令官は、北朝鮮の不測の事態に備えて、この軍事演習にWMD(核兵器を含む大量破壊兵器)撤去チームが参加していると発表した。
- 国防部は、「天安」は「フォウル・イーグル」演習に直接関連して動員されたのではないと説明したが、沈没した「天安」の救助任務にあたった米海軍第7艦隊のデレク・ピーターソンは、2010年4月5日の韓国テレビ局のインタビューにおいて、沈没が韓米による定期的な合同演習の最中に起こったものであると述べた。
- 同艦の艦長ほか58名の生存が確認されたが、46名が死亡ないし行方不明となった。ただ奇妙なことに、韓国軍が沈没から48時間も艦船の位置を特定することが

できなかった一方で、魚群探知機を備えた漁船が捜索に加わった直後に同艦を発見した。このことは、行方不明となった乗組員の家族に不信を生んだ。

2. 「天安」沈没に関する参与連帯の基本的立場

- 同艦の沈没について、参与連帯は以下のような立場をとってきた。
 - 第一に、「天安」事件の真相は、徹底的に解明されなければならず、沈没に責任を有する者は、ひとたびそれが明らかになったならば、相応の責任を取らなければならない。
 - 第二に、韓国政府は、韓国国民の誤解や疑念をすべて払拭すべく、調査過程で確認された情報を開示する必要がある。この事件は国家安全保障や南北関係に甚大な影響を与える。また、真相をめぐって海軍の姿勢がたびたび変わり、調査の初期段階において死活的に重要な情報を隠蔽しようとの動きがあった。したがって情報公開はとりわけ重要である。
- 沈没の原因に関する事実調査過程におけるあらゆる誤解や論争を排除すべく、次のようなアプローチが取られるべきである。
 - 第一に、明白な証拠に基づいて、艦船が外部の水中爆発によって沈没したか否かを立証することが必要である。同時に、これも明白な証拠に基づいて、座礁や衝突を含めた沈没原因のさまざま

な可能性についての徹底的な調査が必要である。それによって、政府が予断をもって調査に臨んだのではないかとあらゆる疑念や憶測を明確に排除できる。

——爆発の原因が魚雷であるとの結果が出たならば、続く調査において、疑問の余地のない、はっきりとした証拠を伴って、北朝鮮が爆発の背後に居ることを立証すべきである。

- 参与連帯は、関連する国防機関が上述のようなアプローチに則った調査結果を公表することを期待していた。

3. 「天安」事件に関して軍民合同調査委員会(JIG)が公表した最終報告に関する参与連帯の短評

- 2010年5月20日付のJIG最終報告書は、「天安」沈没が、水深6～9メートル、ガスタービン室の左舷側約3メートルで起こった、北朝鮮のCHT-02D魚雷による非接触爆発に起因すると述べた。魚雷は、北朝鮮の130トン級・ヨノ級潜水艇から発射されたと見られるとされた。
- しかし、いまだ多くの疑問が残されている。最終報告の内容には多くの抜け穴が含まれた。李明博大統領や国防部のJIGが報告したいくつかの断片的情報にもかかわらず、沈没が魚雷攻撃に起因すると結論付ける証拠はいまだ不十分である。とりわけ、最終報告の内容は、政府が報告した、あるいは国会に提出された中間的結論とは異なるものであり、あるいは変更が加えられている。したがって最終報告

は、調査過程で生じたこれらの疑念に完全に答えるものとはなっていない。

●国防부는、航跡、事故時の通信記録、生存者の証言といった基本情報を公開しておらず、よってさまざまな事実が実際どのような関係にあるかを論理的に説明できていない。魚雷を発射したと見られる北朝鮮潜水艇が潜入したとの説明は、推測から引き出されたものであり、十分な説得力を持っていない。

●より大きな問題は、ディーゼルエンジンやガスタービン室といった魚雷の衝撃波の影響を受けた重要な艦船部品や構成物を調査することなく、また、爆発のシミュレーションを完了することなく、最終報告が作成されたという事実である。このことは、政府は、期限に間に合わせる努力をした一方、結論が不完全であるとの批判を呼んでいる。そして、調査を完了させることなく最終結果の公表を急いだ背景に、なんらかの政治的な意図があるのではないかとの疑惑を招いている。

●JIGが主張する魚雷攻撃の証拠は、合理的説得力を欠いている。北朝鮮潜水艇が潜入したとの説明も同様である。韓国軍は、魚雷発射管やスクリューを提示したが、これらはどちらも理解しきれないほどよく保存されている。しかし、(1)疑問の余地なく、魚雷によって損傷を受けた船体、(2)同じく兵士、(3)事故に関する記録あるいは映像といった、説得力のある関連物証を提示することも、証明することもできていない。事実に関する説明に変更を重ねることによって、軍に対する疑惑の度合いは増している。

●言い換えれば、国防部の提示する、北朝鮮のものと推定された魚雷の破片や、腐蝕したアルミニウムが決定的な証拠であり、疑問の余地のない真実が白日の下に晒されていると結論付けることは困難だということである。2010年5月20日に出された報告書は、「天安」沈没の原因をめぐる国防部の検閲と情報改ざんによって山積した疑惑や不審にいろいろ言及していない、多くの欠陥を有するものである。

4. JIG最終報告後の後に李明博大統領が決定した対抗措置に関する問題

●参与連帯は、5月20日に出した公式声明で韓国国民の理解と支持を得るためには、JIG報告には追加調査が必要であり、また、「天安」事件に関する情報を独占、検閲してきた軍の管理下にある調査チームではなく、国会議員による超党派的な調査が行われるべきであると主張した。参与連帯はまた、国会が事実調査過程を完了するまで、政府が決定的な見解を下したり、国内及び国際的に重大な政治的、外交的論争を招きかねない措置を公言したりすることを控えるよう強く要請した。

●しかし、李政権は、上記のような正当な提案に耳を傾けてこなかった。代わりに、李大統領と政権は、北朝鮮への制裁を議論するため、2010年5月21日に国家安全保障会議の会合を開催した。5月24日、李大統領は国民向けの演説を行い、海上ルート使用に関する南北協定の廃棄、南北間でのあらゆる取引や物流の停止、受動的防衛から北朝鮮への宣伝放送の再開や北の軍事的違反を受けた自衛権行使を含む積極的抑止への韓国軍事態勢の変更、戦略的兵力や対潜訓練の強化、本件の国連安保理への付託等、北朝鮮に対する「断固とした措置」を宣言した。李大統領はまた、北朝鮮に対し、謝罪ならびにこの事件の責任者への懲罰を強く要請した。

●北朝鮮は、李政権の報告及び続く措置に強く反発している。5月20日、北朝鮮は、国防委員会の声明において自国の関与を否定し、韓国に派遣する北朝鮮査察団に証拠を示すよう要求した。韓国がそれら要求を拒否したことを受け、北朝鮮は、祖国平和統一委員会の声明で、今後生じる南北関係問題はすべて戦時法の下で扱われるとし、もし南が行動と報復で応えるのであれば、韓国とのあらゆる繋がりを断絶し、南北間の不可侵合意を撤廃し、あらゆる形での南北協力を完全に破棄することを含め、いっさいの容赦なく、断固たる措置をとるものとする、と宣言した。北朝鮮中央軍司令官は、もし韓国が北に対し、新たな形での心理的宣伝戦を開始するのであれば、直接に銃口を向け、発射し、破壊するとははっきり述べた。

●結果として、南北対立は、戦争の瀬戸際にある朝鮮半島の軍事的緊張に向けて、さらに悪化を続けている。

5. 参与連帯の勧告

●参与連帯は、李明博政権ならびに北朝鮮政府に対し、朝鮮半島の人々の安全を担保にしたいかなる挑発行為も、朝鮮半島の人々を人質とした軍事的発言や行動も中止することを強く要請する。

●参与連帯はまた、李政権に対し、「天安」事件の不完全な調査を補足する追加調査を進め、また、韓国の人々が説明に納得するまで、韓国国内及び朝鮮半島における政治的・軍事的対立を悪化させる攻撃的な外交措置をとることをやめるよう強く要請する。

●とりわけ、5月24日に李政権が発表した諸措置は、海上交通に関する南北協定を廃止させるのみならず、韓国国民の平和的生存権を基本的に損なわせる危険な措置を含むものである。したがって、これらの措置は、与野党の政治家や韓国国民が受諾できる調査結果が公表された後に、慎重かつ十分な審議と検討を経て、選択されるべきものである。

●以上の観点に基づき、参与連帯は、「天安」事件の真相究明に向け、韓国政府ならびに与野党政治家によって答えられるべき8つの疑問点を以下にあげる。

第2章 哨戒艦「天安」沈没に関する調査報告への8つの疑問

1. 韓国政府の軍民合同調査団(JIG)報告書の要約(略)

2. 魚雷攻撃を証明する証拠が不十分である

疑問1: 魚雷によって生じた水柱は実在したのか? (略)

疑問2: 生存者と死亡者の身体には、魚雷爆発による深刻な傷害の跡が残されていない。(略)

疑問3: 天安事件発生直後の熱映像装置(TOD)記録がないというのは本当か? (略)

疑問4: 船底及び船体内側の破断面に、爆発を証拠づける激しい損傷がない。(略)

疑問5: 軍は何故ガスタービン室の発見と引き上げを隠したのか? そして、調査団は何故ガスタービン室を調査対象から除外したのか? (略)

疑問6: 火薬ではなくアルミニウム酸化物は、爆発の証拠なのか? (略)

3. 攻撃が北朝鮮の潜水艦によるものであったことを示す証拠が不十分である。

疑問7: ヨノ級潜水艇の実体は何か? 韓国軍及び米軍の捜索によって潜水艦が数日間追跡できなかったのは、何故なのか? (略)

疑問8: なぜ魚雷発射を感知できなかったのか? (略)

第3章 「天安」沈没の調査プロセスにおける6つの問題点

1. 目的(略)

2. 軍による情報の検閲と選択的開示の問題点

問題点1: 軍は、天安の船体に関する基本情報を開示せず、統制している。(略)

問題点2: 二つに折れて沈没している天安の船体のTODビデオ映像を隠蔽し言を左右している。(略)

問題点3: 疑問を提起する一般市民に対し、政治的・法的措置と規制を行っている。(略)

3. 軍民合同調査団(JIG)に関する問題点

問題点4: 事実上、民間人を排除している。(略)

問題点5: 民間人メンバーの調査活動を制限している。(略)

問題点6: 外国人調査メンバーの役割が不明確である。(略)

<http://blog.peoplepower21.org/English/20903>
(訳: ピースデボ)

核政策の基本理念を忘れるな

日本からインドへの原子力技術の移転を可能にする日印原子力協定の政府間交渉が、5月28日、東京において開始された。自民党時代でさえ踏みきれなかった交渉が、民主党に代って、しかも核軍縮促進議員連盟を創設した岡田外相の下で行われようとしている。

この連載エッセーにおいて、3回も当問題を取り上げなければならないとは、情けなくもあり、苦々しい限りだ。1回目は2006年6月。小泉首相が初めてブッシュ大統領と会談するため、訪米する直前に筆者の所属する「世界平和アピール七人委員会」が首相官邸に提出した要望書を元にした内容だった。

その年の3月、米国とインドの間で原子力推進のための共同声明が発表されていたが、どうやら日米首脳会談の席上、日本も賛同するよう要請されるらしいとのニュースが入った。それに対して国内の反応は鈍く、メディアも大した関心を寄せていなかった。委員会が提出した要望書の大要は次のようなものであった。

「米印間の原子力協力の内容そのものについてもいくつかの疑義が出されているが、ここではそれには触れない。問題なのは、インドがNPTの発足当初から不平等を理由にして加盟せず、国際世論を無視して核実験を行い、公然と第6の核兵器保有国になった事実である。これは加盟した世界の188カ国に忠実な条約の遵守を求めているNPT体制に対する、明白な挑発行為である」と断じた上で、「NPT加盟国である米国が、インドを対中国・対イスラムの同盟国とみなし、有力な原子力市場であるともみなして、インドに対してNPTへの加盟を促すのではなく、核兵器保有国であることを黙認したことは、結果としてNPTの基本理念に違反する行為といわざるを得ない。そしてこれは、イランや北朝鮮の核開発に口実を与えることにもつながりかねない」と米国を批判。

さらに「被爆国である日本の政府は事あるごとに核兵器の廃絶と不拡散を求めてきた。また例年、日本政府は、国連総会に対して『核兵器完全廃棄への道程』決議を提案し、NPT体制の強化を訴え続けて多くの国々の賛同も得ている。総理は、こうした日本政府の努力に対して国民が大いなる期待を抱いていることを重く受け止められ、たとえ賛同の要請があっても受け入れることなく、米国とインドの原子力協定は、インドのNPTとCTBTへの参加を前提条件とするよう、友好国として米国政府に強く働きかけることを要望する」と日本政府への釘を刺したものであった。

結局、このときは小泉首相も米印合意を支持することはしない姿勢を固め、議題とはならなかった。

2回目は2008年9月。ブッシュ政権の横暴に屈して、IAEAが特例措置として米印協定を認めたことを強く非難する小論を書いた。インドの核関連22施設中、民生用の14施設をIAEAの保障措置下に置くものの、他の軍事用核施設は不問にするほか、今後の施設増に際して、軍事用か民生用かを判断するのはインド側に委ねるという異例づくめのものだったからだ。

そこに今回はあろうことか、被爆国日本がフランス、ロシア、韓国に乗り遅れまいと、日印原子力協力に踏み出そうというのである。産業界からの強い要請に抗し切れず、政府はインド側へ核政策に何らかの条件を付けた上で認める方向にあるという。だが当のインド原子力委員会の代表格委員は、先手を打つかのように「インドが国際機関による査察や不拡散条約への加盟などで譲歩する可能性は全くない」と断言しているではないか。これまで国是としてきた核兵器政策の基本原則を曲げてまで経済的利潤を追うのか、今や民主党政権が、いや被爆国日本の姿勢が問われようとしている。



特別連載エッセー●47

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫
(題字も)

米「弾道ミサイル防衛見直し」

オバマ政権もミサイル防衛の迷路に入った？

2月1日、米国防総省は「弾道ミサイル防衛見直し(BMDR)」報告を発表した。米国の進める弾道ミサイル防衛の戦略、計画に関する初の包括的文書である。ブッシュ政権下で実施された無節操なミサイル防衛政策を批判し、「実用的で対費用効果の高い方法で開発されるミサイル防衛」を掲げるオバマ政権によって、「4年毎の国防見直し(QDR)」と共に発表された。

継続される本土防衛

発表された文書は全48ページからなる。要約部分の全訳を掲載する(資料)。昨年9月17日には、今回の報告の内容を先取りする形で新しい欧州MD構想が発表された¹。

報告書は、「弾道ミサイルの脅威は質・量ともに増大しており、この先10年においても同じように増え続けるであろう」という脅威評価に基づき、米本土防衛、地域的ミサイル防衛、有効性・実証性の確保、国際協力など6つの戦略的、政策的枠組みを設定している。

米本土防衛に関しては、米本土へのICBM攻撃の脅威が「存在するということには疑問の余地が無い」とする脅威評価に基づき、「合衆国は、限定的な弾道ミサイル攻撃の脅威からの本土防衛を継続する」とする。具体的にはアラスカのフォートグリーリー、及びカリフォルニアのバンデンバーグ空軍基地における現在の作戦能力の維持・発展、フォートグリーリーの14基のサイロをもった第2区域の完成、新しいセン

【資料】米「弾道ミサイル防衛見直し(BMDR)報告」要約(全訳)

2010年2月

国防総省は、2009年3月から2010年1月にかけて、最初の「弾道ミサイル防衛(BMD)見直し」を行った。国会から要請され、大統領指令によって導かれた今回の見直しは、米国のBMDの政策、戦略、計画、実施プログラムを包括的に考察した。国防次官(政策担当)と国防次官(取得、技術、兵站担当)、統合参謀本部副議長も共にこの見直しを指揮した。国土安全保障省と情報コミュニティ、国家安全保障局員、大統領府管理予算局からの参加者もいた。

弾道ミサイルの脅威

弾道ミサイルの脅威は質・量ともに増大しており、この先10年においても同じように増え続けるであろう。現在の世界的な傾向は、弾道ミサイルシステムがより柔軟で、移動性が高く、生き残り易く、信頼性が高く、精度が増し、同時にますます飛距離を伸ばしていることを示している。多くの国家はまた、発射前の攻撃に対する弾道ミサイルの防護を強化し、ミサイル防衛突破の有効性を高めようとしている。いくつかの国家はまた、核兵器や生物兵器、化学兵器の弾頭をミサイルのために開発している。このような能力は、紛争時には軍事的優位の重要な原因となるであろう。のみならず、それは、広範囲の他国への強要圧力を下支えするとすれば、比較的平和な時においても重要な意味を持つ。北朝鮮やイランといった地域的アクターは合衆国を脅かすことになる長距離ミサイルを開発し続けている。米本土に対するこのようなタイプの大陸間弾道ミサイルが、いつ、どのように完成するかは不確かであるが、このような地域的脅威が存在するということには疑問の余地が無い。脅威は明らかであり、現存している。合衆国が部隊を配備し、安全保障上の関係を維持している地域における短距離、準中距離、中距離弾道ミサイルの脅威はとりわけ速いペースで増えている。

戦略的および政策的枠組み

大統領の指示に従い、この見直しは次のような政策上の優先事項を設定した：

1. 合衆国は、限定的な弾道ミサイル攻撃の脅威からの本土防衛を継続する。
2. 合衆国は、地域的なミサイルの脅威から米軍を防衛する。また同盟国や友好国を防衛し、それらの国々が自らの防衛を担えるようにする。
3. 新しい能力が配備される前には、現実的な作戦条件下における評価を可能にするような試験を経なければならない。
4. 新たな能力の責任ある取り組みは、長期間にわたって財政的に維持可能なものでなければならない。
5. 合衆国の弾道ミサイル防衛能力は脅威の変化に適応可能な柔軟なものでなければならない。
6. 合衆国はミサイル防衛における国際的協力の拡大を先導するよう努める。

米本土の防衛

合衆国は現在、限定的なICBM攻撃から守られている。これは地上配備型中間飛行段階防衛(GMD)に対して、過去10年間に行われてきた投資の成果である。GMDの絶えざる改良と、潜在的な北朝鮮とイランの長距離弾道ミサイル能力に比較した現在のGMD迎撃ミサイルの配備数を考えると、合衆国は近い将来にわたって、北朝鮮とイランから予測される脅威に対抗できる能力を持つ。

将来におけるICBMの脅威が、その成熟速度を含め不確かなものであるということを考慮すると、合衆国にとって現在の優勢な立場を維持することが重要である。しかしこのことは、合衆国が近年と同じ加速度や同じレベルのリスクを伴いながら、これらの能力を発展させていく必要があるということは意味しない。むしろ、合衆国は2010会計年度の予算で始めたように、米本土の弾道ミサイル防衛を見直す一すなわち、地上配備型迎撃ミサイル30基という現在のレベルの能力を維持すると共に、新たな脅威が現れた時に本土防衛が強化されるように、証明された能力を

よりいっそう推進していく。

このような目標に向けて、合衆国は次のことに取り組む：

- アラスカのフォートグリーリー、及びカリフォルニアのバンデンバーグ空軍基地において、即応態勢を維持し、現在の作戦能力を発展させ続ける。
- 追加配備が必要になる可能性への予防措置として、フォートグリーリーに14基のサイロをもった第2区域を完成させる。
- イランや中東の他の潜在的な敵から米国に向けて発射されるミサイルの探知能力を改善するため、新しいセンサーをヨーロッパに配備する。
- ICBMの脅威の高まりに対抗するための将来的な地上配備のために、スタンダード・ミサイル3(SM3)のさらなる開発に投資を行う。
- ミサイル防衛への対抗策に打ち勝つために、センサーや早期迎撃破壊システムに対する投資を増やす。
- GMDシステムのいくつかの強化策を追求し、次世代のミサイル防衛能力を開発し、そして地上配備型2段階迎撃ミサイルの開発と評価を引き続き行うことなど他の予備戦略を推進する。

地域的な脅威に対する防衛

過去10年間、合衆国は短距離および準中距離弾道ミサイル攻撃に対する防衛能力の開発と配備において著しい前進を遂げてきた。これらの中には、ますます確実性を高めている、点防衛に有能なパトリオット部隊、弾道ミサイルの探知、追跡のためのAN/TPY-2Xバンドレーダー、地域防衛のためのTHAAD(最終段階高高度地域防衛)部隊、宇宙配備センサー、SM-3ブロック I Aのような海上配備能力が含まれる。

しかしながら、これらの能力は、拡大し続ける地域的なミサイルの脅威と比べてときに、控えめな数にとどまっている。それゆえ、2010会計年予算とそれに続く2011-2015会計年の期間において、国防総省は配

サーのヨーロッパへの配備、将来的な地上配備のためのスタンダード・ミサイル3(SM3)の開発、などが挙げられている。

重視される地域防衛、協力関係の構築

地域的なミサイル防衛は、新欧州MD構想に見られるように、より重視されている。そこには、「合衆国が部隊を配備し、安全保障上の関係を維持している地域における短距離、準中距離、中距離弾道ミサイルの脅威はとりわけ速いペースで増えている」とし、現在の配備状況が不十分であると認識している。その上で、**短期的**(2011-2015会計年)には、配備可能な既存の装備に対する投資の増加、地上配備型のSM-3システム(「陸上イージス」)の開発、無人機による空中配備赤外線センサーなどの新たな能力の開発を、**長期的**(2015年から2020年)には、より能力の高いSM-3、大型高速ミサイルの探知・追跡を可能にする宇宙配備型頭上センサーなどの開発を計画している。

こうした文脈の中で「ミサイル防衛における国際的な努力と協力の拡大」が強調され、欧州、東アジア、中東における同盟

国と強い協力関係と適切な負担の分担に基づいて、「地域的な抑止アーキテクチャー(構造物)を強化する」としている。

根本的な技術論と軍縮論を欠く

今回の報告書において、ブッシュ時代よりも実証試験を厳しくし、計画の再検討制度を強化するなど、オバマ政権なりの改革方向が示されている。しかし、BMDシステムのそもそもの技術的有効性や安全保障政策上の妥当性は問われていない。

BMDシステムにおいて、実世界を想定した試験をクリアした「証明された」能力などまだ存在しないことを忘れてはならない。「アームズ・コントロール・トゥディ」誌で改めて分析されているように²、地上配備型(GMD)においても、日本が関係する海上配備イージス・システムにおいても事情は同じである。BMDよりもミサイル軍縮にこそ努力を傾注すべきである。(新田哲史、梅林宏道) 

注

1 本誌338号(09年10月15日)参照

2 G・ルイス、T・ボストル「アームズ・コントロール・トゥディ」(2010年5月)

備可能なこれらの装備に対しての投資を増やすとともに、地上配備型のSM-3システム(仮に「陸上イージス」と呼ぶ)や、無人機による弾道ミサイルの同時探知・追跡を可能にする空中配備赤外線センサーなどの新たな能力の開発を行う。より長期的な展望(すなわち2015年から2020年の期間)としては、国防総省はより能力の高いSM-3と、大型高速ミサイルの探知と追跡を可能にする宇宙配備型の持続的な頭上センサーを追求する。

地域における能力の統合

脅威が進み技術的解決が成熟するにつれて、地域的な文脈において、より低密度で高性能のミサイル防衛装備の配備について戦略的に考えることがますます重要になってきている。それらの配備は、それぞれの地域固有の抑止や防衛の要求に適したものでなければならない。その要求は、それぞれの地理、脅威の性質、及びミサイル防衛協力関係を築こうとしている軍同士の関係によって、相当に異なる。

抑止と防衛への地域的なアプローチを進めるのにBMDがどのように利用されるべきかの指針について、いくつかの原則がある：

1. 合衆国は、地域的な抑止アーキテクチャー(構造物)を強化するために同盟国やパートナーと協力して取り組む。そのアーキテクチャーは強い協力関係と適切な負担の分担という土台の上に築かれなければならない。
2. 合衆国は、それぞれの地域固有の脅威や状況に合わせた、段階的で適応性のある地域内ミサイル防衛へのアプローチを追求する。
3. この先10年におけるミサイル防衛装備への世界的な潜在的需要は供給を上回る事が予想されるため、合衆国は移動可能かつ再配置可能な能力を開発する。

これらの3原則は、地域に応じて適用される。国防総省は、ミサイル防衛能力の配置決定を、世界規模の戦力管理(Global Force Management)プロセスの助けを借りて行

う。ヨーロッパ地域に関しては、国防長官と統合参謀本部長が一致して大統領に出した、従来のヨーロッパ・ミサイル防衛防護計画を改定すべきであるという勧告にしたがって、現政権は2009年9月、「ヨーロッパ段階的適応性アプローチ(PAA)」を発表した。

国際的な協力の強化

もう一つの鍵となる目標は、ミサイル防衛における国際的な努力と協力の拡大である。合衆国は、弾道ミサイル攻撃の有効性に対する敵国の自信を失わせることで、地域的な敵対国が弾道ミサイルを開発、獲得、配備、使用しようとするのを抑止する状況を作り出そうとしている。この目標に向けて、合衆国は幅広い国際的な協力を追求する。

強固で、実用的で、費用対効果に優れた能力を開発し実戦配備するための同盟国やパートナーとの協力を強化することは、重要な優先度をもつ。ヨーロッパでは、現政権はNATOの文脈で「ヨーロッパ段階的適応性アプローチ」の履行を誓約している。東アジアにおいては、合衆国は一連の2国間関係を通してミサイル防衛を改善しようとしている。合衆国はまた、中東におけるいくつかのパートナーとの協力関係を強化しようとしている。

現政権はまた、ミサイル防衛に関してロシアと中国の関与を追求している。ロシアとは、ミサイル発射の早期警戒、可能な技術面での協力、さらには運用上の協力までも焦点に据えた幅広いアジェンダを追求している。中国とは、ミサイル防衛を含め、両国家が関心をもつ戦略的な問題についてよりいっそうの対話を追求している。ただこれらの協議を追求するに際して、現政権は米国のミサイル防衛に制約を加えるような交渉は今後も引き続いて拒否する。

ミサイル防衛計画の管理

現政権は、十分な試験と評価によって証明され、長期間調達可能な能力を配備することを誓約している。

試験プログラムを強化するために、いくつかの措置が採られている。ミサイル防衛局は、議会の要求を受けて作戦試験評価本部長と緊密な協力をしながら、2009年6月に試験について新しいアプローチを発表した。この計画では、以前の計画のように将来の2年間を見通すだけではなく、それぞれのシステムの全発展過程にわたって試験活動が設定される。これらの活動には、作戦時パフォーマンスを証明し、かつシステムの有効性の評価を支援するために使われるモデルを確認するように設計された包括的な地上及び飛行テストの組み合わせを含んでいる。新しいマスタープランは半年ごとに見直され更新される。この新しいアプローチは、1年の経験を積んだ後(2010年6月)に評価され、そのときに必要な調整を行う。

ミサイル防衛計画の適切な監督を確実なものにするため、国防総省はミサイル防衛実行委員会(MDEB=Missile Defense Executive Board)の役割と責任を強化した。2007年3月に設立されたMDEBは、国防総省内のミサイル防衛関係者と何人かの国防総省外委員が、協力的なやり方で、監督と指導を行っている。委員会に求められている仕事は、米戦略軍が議長を務める戦争従事者関与プロセス(WIP)の仕事によって補われる。MDEBはまた、弾道ミサイル防衛システム・ライフサイクル管理プロセスを監督する。この管理プロセスは、国防総省が費用を管理するための必要事項を特定し、資源を配分し、国防総省としての見識を与えるために利用するものである。

慎重な調査をした上で、現時点において国防総省は、ミサイル防衛局を統合能力総合開発システム(JCIDS)や完全な国防総省5000調達報告プロセスに組み入れることに利益はないという結論に至った。しかしながら、プログラムの管理における更なる革新をすることの利点はあり、国防総省はミサイル防衛局と各軍の混成プログラム事務所の設立を追求している。

(訳:新田哲史、ピースデポ)

日誌

2010.6.21~7.5

作成：塚田晋一郎、新田哲史、阿部恵美子

CIA=(米)中央情報局/IAEA=国際原子力機関/
ICNND=核不拡散・核軍縮に関する国際委員会/
LEU=低濃縮ウラン/NSG=核供給国グループ/
START=戦略兵器削減条約

- 6月23日 「環太平洋合同演習(リムパックス2010)」、開始(～8月1日)。14か国、艦艇34隻、航空機100機以上、約2万人が参加。
- 6月24日 オバマ米大統領とメドベージェフ・ロ大統領、ワシントンで会談。新START早期批准を目指すことで一致。
- 6月24日 米上下両院、米国独自の対イラン制裁法案をそれぞれ可決。
- 6月25日 NSG年次総会、ニュージーランド・クライストチャーチで開幕(24日～)。(本号参照)
- 6月25日 日本政府、インドとの核協定締結に向けた交渉開始を決定。
- 6月25日 岡田外相、核軍縮・不拡散に関する外相会議を9月にニューヨーク国連本部で開催するため、各国外相と協議中と明らかに。
- 6月26日 G8ムスコカ(カナダ)・サミット、韓国哨戒船沈没に関し、北朝鮮を非難する首脳宣言を採択し、閉幕(25日～)。(本号参照)
- 6月27日 パネッタCIA長官、イランは「核兵器2発分に十分なLEUを持っている」とし、早ければ12年までに運搬手段を含む核保有の可能性があるとの見方を示す。米ABCテレビ。
- 6月28日 日印核協定締結に向けた交渉が、外務省(日本)で開始(～29日)。
- 6月28日 イランのアフマディネジャド大統領、安保理の追加制裁決議採択への報復として、8月後半まで米欧との協議に応じない考えを示す。
- 6月28日 北朝鮮外務省報道官、米ニクソン政権が69年の北朝鮮による米偵察機撃墜を受け、核攻撃を検討していたことが明らかになったことに対し、核抑止力強化の必要性を主張。
- 6月29日 原子力委員会、08年のNSG声明に基づくインドの核不拡散の取り組みを、日本政府が確認するよう求める見解を示す。
- 6月29日 赤星海上幕僚長、合同演習「リムパックス」での、各国海軍の合同部隊による訓練に海自が初めて参加することを発表。
- 7月2日 岡田外相、「核軍縮・不拡散に関する

有識者懇談会」を設置したことを発表。

- 7月2日 秋葉広島市長、外務省で岡田外相に、日印核協定締結交渉を即時停止するよう求める要望書(田上長崎市長との連名)を手渡す。
- 7月2日 韓国外交通商省、インドと核協定締結に向けた交渉を開始すると発表。6日にムンバイで初会合。
- 7月3日 クリントン米國務長官、ポーランド・クラクフでシロルスキ外相と会談。米迎撃ミサイルSM3を18年までにポーランドに地上配備することで合意。
- 7月3、4日 ICNND、ウィーンで最終会合。
- 7月5日 ICNND、「世界核不拡散・核軍縮センター」の11年設立を勧告する声明を発表。キャンベラ、ウィーン、ジュネーブが候補地に名乗りを上げる。
- 7月5日 「核軍縮・不拡散に関する有識者懇談会」、外務省で初会合。岡田外相、9月に開催を検討している外相会合に向け、提言をまとめるよう要請。

沖縄

- 6月21日 高嶺県議会議長、普天間即時閉鎖・県内への代替施設建設断念などを求める米大統領宛親書をルース駐日米大使に手渡す。
- 6月21日 稲嶺名護市長、市議会定例会で、普天間飛行場辺野古移設への反対を示すため、訪米も検討する必要性があるとの認識を示す。
- 6月21日 中山石垣市長、在沖米海兵隊は「アジア圏域における軍事的緊張感の抑止力になっている」と認識している」と述べる。
- 6月21日 辺野古の米軍キャンプシュワブ沖合で揚陸艦や水陸両用車が訓練。
- 6月21日 在沖海兵隊ヘリが15日に宜野座村松田区海岸に不時着した件で、同区行政委員会が全会一致で抗議決議。
- 6月22日 パッカード米日財団理事長、防衛省内での講演で、鳩山前政権は、普天間県外移設を追求すべきだったとの見解を示す。
- 6月22日 北沢防衛相、防衛省内で、名護市辺野古周辺の区長らと面談。
- 6月23日 慰霊の日。「沖縄全戦没者追悼式」開催。菅首相、追悼式で沖縄への陳謝とお礼を述べ、負担軽減を強調。
- 6月23日 仲井真知事、菅首相との会談で、「極めて遺憾。(普天間移設先が)辺野古に戻ることは大変厳しい」と伝える。
- 6月24日 米下院、米軍基地を受け入れる沖縄に感謝する決議を412対2の賛成多数で採択。
- 6月24日 仲井真県知事、県議会定例会で「県内移設は不可能に近い。拒否の選択肢もある」

イアブック

好評発売中！(5月15日発行)

「核軍縮・平和2009-10」

—市民と自治体のために—

会員価格1500円

一般価格1800円(＋送料)

監修：梅林宏道
発行：NPO法人ピースデポ
発売元：高文研/A5版、320頁

- 特集：「核兵器のない世界」へ
 - 48のキーワード
 - 42の一次資料
 - 市民と自治体のできること

★ご注文はピースデポへ
お電話・メール・FAXを！



- と答弁。
- 6月25日 嘉手納基地渉外部、同基地に岩国基地所属のFA18・12機が、同日から8月上旬まで一時移駐すると発表。
- 6月27日 菅首相とオバマ米大統領がカナダ・トロントで初会談。普天間移設を辺野古周辺とした日米合意の履行を確認。
- 6月28日 米原潜ヒューストンとアッシュビル、ホワイトビーチに寄港。
- 6月28日 菅首相、日米首脳会談で、米軍普天間飛行場の名護市辺野古周辺への移設を確認。両首脳は沖縄の負担軽減で一致。
- 6月28日 外務省、ホワイトビーチへの核搭載艦船の寄港の有無に関する県の照会に対し、「確かなことを申し上げることは困難」と回答。
- 6月28日 岩国基地所属のFA18ホーネット4機、嘉手納基地に飛来。
- 6月30日付 県、普天間代替施設建設で、沖縄防衛局による名護市辺野古のキャンプ・シュワブで行う「現況調査」を許可。
- 7月2日 伊波宜野湾市長、普天間飛行場の危険性を放置したまま米側に提供し続けているのは遺憾だとし、国を提訴する意向を表明。

今号の略語

- BMDR=弾道ミサイル防衛見直し
- CTBT=包括的核実験禁止条約
- IAEA=国際原子力機関
- ICBM=大陸間弾道弾
- NLL=北方限界線
- NPT=核不拡散条約
- NSG=核供給国グループ
- PSPD=(韓国)参与連帯
- SM3=スタンダード・ミサイル3
- WMD=大量破壊兵器

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>

田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁)：会員の方に付いています。
- 「(定)」：会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」：誌代切れ、継続願います。
- 「入会または定期購読の更新をお願いします。」
- メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、阿部恵美子、新田哲史、津留佐和子、中村和子、野村彩夏、土山秀夫、梅林宏道